大西庄助録
薩摩児島軍記
四号

陸軍少將野津君ハ
今般薩兵暴挙
に付蒙り
勅命と九州
ヘ發向あり
肥後國木の葉町より
陣を田原坂の賊へ
攻撃して大功を
あらはせり

野津少將



東京　大西庄之助録

○鹿兒島
暴徒熊本へ
押ひらき官軍と戰爭
ふ事數月賊兵
ふ強しとい人ぶ
天兵の進擊ふ及ず
されば多少の死
傷あるも連戰ふ打
勝ておひ諸隊の官
軍おいく進ム

▲植木木留吉次越二俣
向ひ坂の各所へ分隊
して進ミぬひ
賊を一時ハ
破らんとぞ

先日山宿の戦ひに桐野ハ野津少将に
切付られしが少将ハ一騎うちの勝負と
好まざるその沢に避けゆひ〳〵とうつ
あり一村田少佐ハこれをうるより小高き
処に馬のり
怒り悪き賊徒の
すて向ふ遠く
ふるまひうる日ハ
ものうたせんと
馬に鞭うち
四五丁おろし
追行て

図あぬれ鞭に
らべ落てバ賊徒ハ
あわてふため
桐野
を助けて

雨と冒して官軍
山鹿の賊と破る

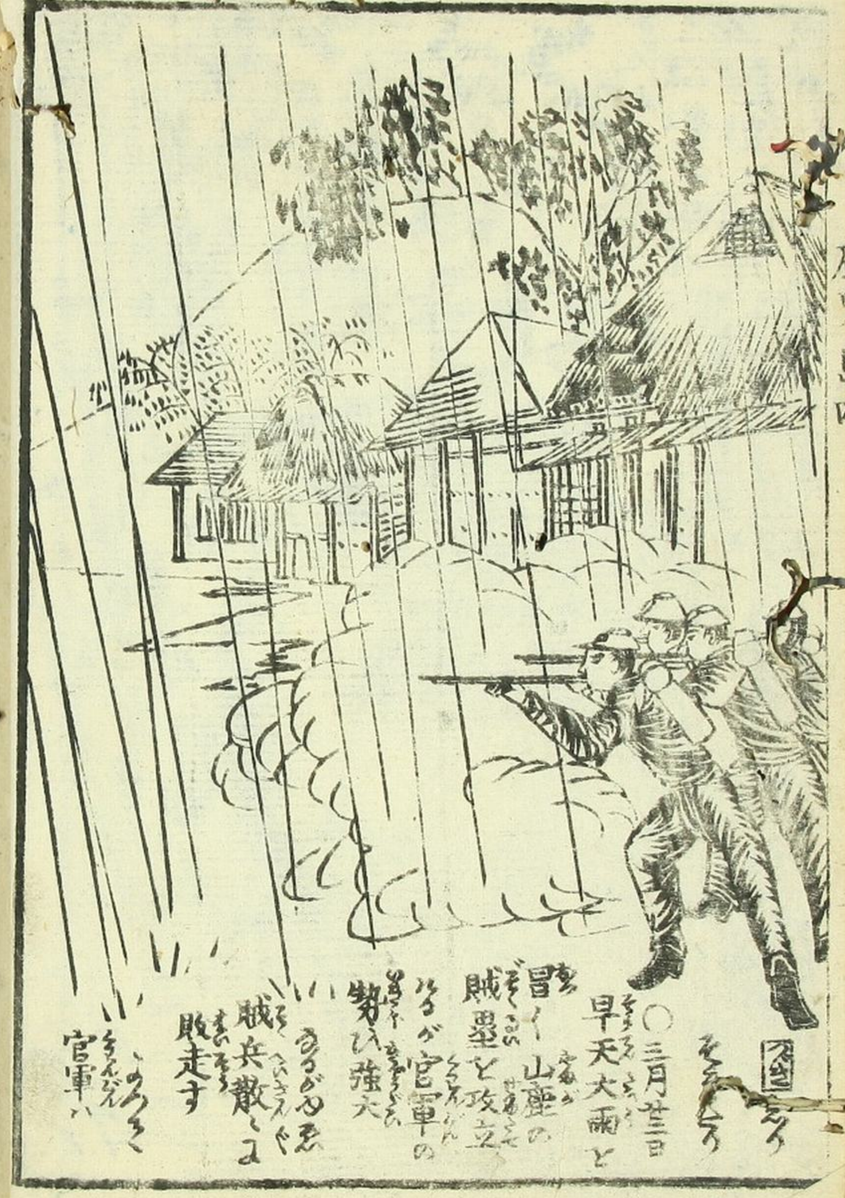
○三月廿三日
早天大雨と
冒して山鹿の
賊塁を攻立
てるが官軍の
勢ひ強大
賊兵散じて
敗走す
官軍ハ

植木へすゝみ一ハ城の
限府へ走る
を追うち
ゆくる

○征討大總督
二品有栖川宮熾仁親王い
廿三日をりうて南の関の
本営を高瀬へうつされ各所の
戦地を巡覧あらせられ
病院おいくり傷者をとゝひあひる
山縣参軍い廿五日木の葉尺
うつりあゝ同日河村参軍い
戦地を去り長崎へ赴きうる

野津少将の令弟
野津中佐は田原坂口の奏捷なる戦ひの度毎に先鋒
兵卒と指揮せしその勇猛目を驚ろかす
野津中佐
肥後の戦地に於て
賊徒と戦争
陣頭
城中
熊本の城を囲んで日々
攻撃
英雄山鹿より戦ふ
大砲小銃を連発
賊軍迫つく

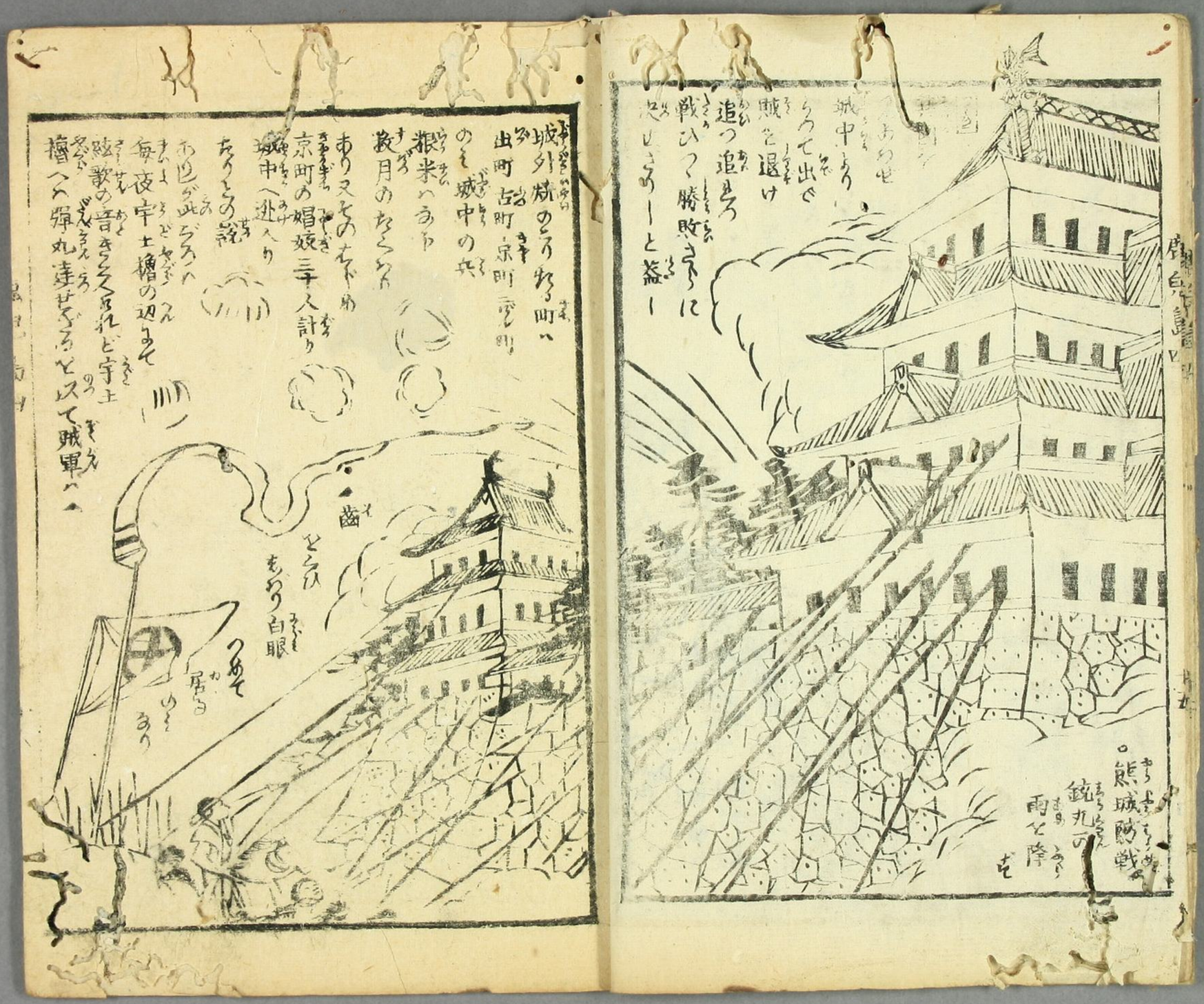
城中より
打て出で
賊を退け
追つ追ふ
戦ひつ勝敗さまに
決しがたしと益ー
熊城防戦
銃丸の
雨と降
城外焼のこり町々
出町 古町 京町 愛町
のこ城中の兵
粮米いとま
数月のたくはへ
あり又その
京町の娼妓三十人計り
城中へ逃入り
たりとの説
あり色が此たびは
毎夜宇土櫓の辺にて
謡歌の音きこえられと宇土
櫓へ鉄丸達せざるとて賊軍へ
歯
もつて白眼
居る

さてさて陸軍の両少将ハ
軍議をとりて語らるる
るい城兵要地と占うとも
田原坂ふめと攻撃さば何時
熊本に達そ[illegible]ハ戦略
[illegible]
横平山と田原坂ハ
守りの兵とのこ[illegible]
二俣より抽す
田畝の横合ハ
此街道の
中央
を断

▲大見討ちとれと追ひ[illegible]

[illegible]に掘き賊兵ハ
[illegible]
で討死

[illegible]大砲
四門小銃
[illegible]
自題分捕
[illegible]
坂[illegible]
攻[illegible]
たり

賊ハ墨近くすると

無二無三
に攻立れい
[illegible]
[illegible]支へ
[illegible]れ不意を
討[illegible]賊兵ハ
墨とべすて
敗走すると

官軍不意を賊墨と撃く

さて仁礼大佐へ須口村の賊を追ひ
八代まで寄島大佐と一ぱふ
同所の士族ども探偵に彼ホへ
一同大義を申なり且官軍のつぐる
方今賊は高瀬口の防禦
ふかをつし當地の事りり
甚さうすれとといひるるぞ
きりが賊を攻うんと翌
二十日宮原と鏡町へ二手に
分れてせんぐり
○十九日川路大警視は陸軍少將
兼大警視は任せられ翌二十日
征討別動隊第一旅團指令長官と

ちかせ付られ山田少將とともに
二十一日長寄へ進発せられ
○かねてより宮原鏡町へ向ひ
官軍は両所とも戦ひ始りし
果敢しき勝敗
ありしが羽立
廿二日

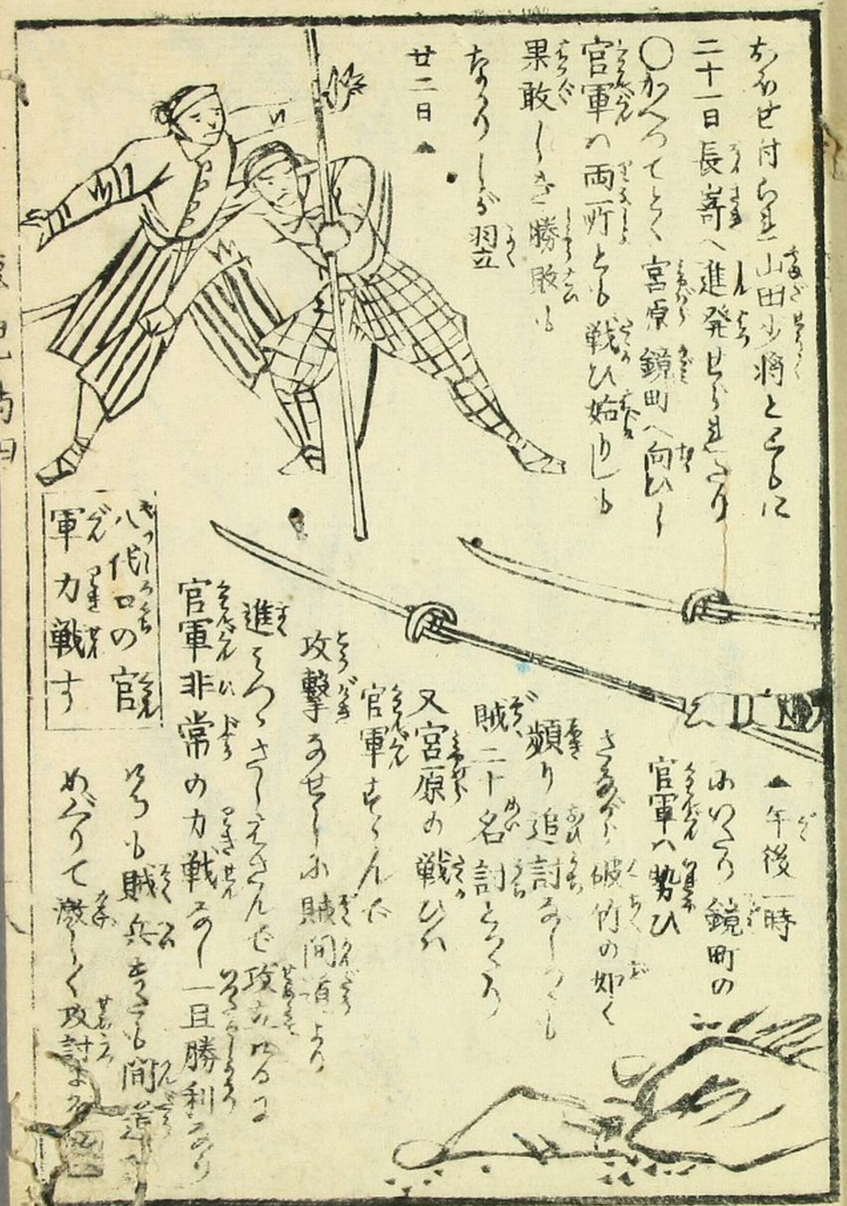

▲午後一時
はじめより鏡町の
官軍は勢ひ
さかんなり破竹の如く
頻り追討なりしが
賊二十名討とる
又宮原の戦ひは
官軍せんたい
攻撃なせしふ賊間有り
進まるさすがえらんで攻めるる
官軍非常の力戦その一旦勝利なり
そも賊兵もまた間差へ
めぐりて激しく攻討よる

八代口の官軍力戦す

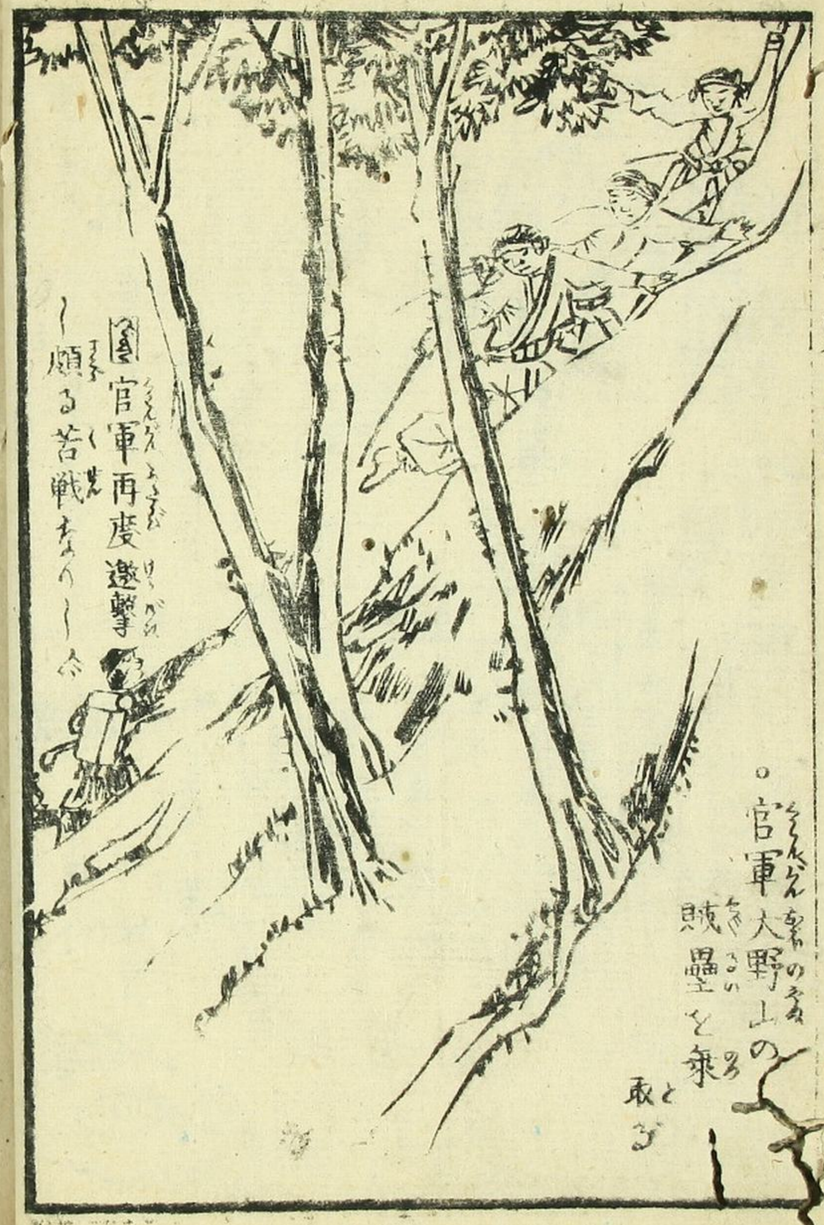

○官軍再度邀撃
頗る苦戦なり

○官軍大野山の賊壘を乗取る

○官軍の援兵追々出せども賊軍も兵を繰出せば双方
とも引あげ為す
時賊い小川と本営とを
官軍い八代お本陣と居られ

○同廿四日の拂曉より官軍大いに進撃して
宮原あるいは種山の賊壘を打破りその
巢窟を抜き兵勢益々さかんにして直ち
大野山の賊を砲撃す其砲声山海を
鳴動す賊いよいよ破られんと必死に
なりて戦ひしが官軍勢ひ百倍して
吶喊さけんで突入るあり

流石の賊徒も
こゝ人うも四途略ふ
敗走
官軍ハ
勝ほのり北ると
追て進撃ゐ
北川村の先まで
兵を分ちて
乗とし賊壘の
要所を守らせ

午前十時中原ホと共ニ東京へ護送せ人を
大山ハ司法省の構内ゐる檻倉へ入らを中原
ちゝめ拘留ゐ逢ゐ人ゝハそゞを親ゐゐ
あつけゐ旅こゝ
とゝを

大山綱良

大山ハ旧鹿兒島の藩



司法卿

日没ゆくゝ
此戦ひハ止ゆゝ
○大山綱良ハ先ゐ
柳原君と同船ゐを
神戸着港のゝ
官位を剥とゝれ
三月二十二日

司法卿大山綱良を糺問ス

維新の際大功あり一ハ沿く
檻倉入とゐゝ一度大審院へ
ゐを七へゝ臨時裁判所ゐを
玉野判事の者人を受ゝ
今度あらゝあく
司法卿の糺問ある
ゝゝあり
○茲ゐ賊徒の
剛強ゐハ
生て其黨ゐ
笑ゐゝそいとゐ
ゐゐゐ西ゐを

[illegible]信ずるの
深きまるるの
田原坂の戰ひ
官兵を進
擊せらるゝ
殘て少るを所
あらされその
胸壁を棄へ
[illegible]兵一人の賊兵
引退ぞ自ら銃丸こそ
[illegible]帳と打拔[illegible]
その剛強なるあるべし

薩兒島軍記四編終

一号二号 明治十年三月廿二日御届 價三錢五厘
三四号 四月四日御届
五六七八号 四月廿七日御届
九十号 五月廿八日御届
十一十二号 六月廿五日御届

編輯者 東京第六大區小区本島町一番地
出版人 大西庄之助

010190510463

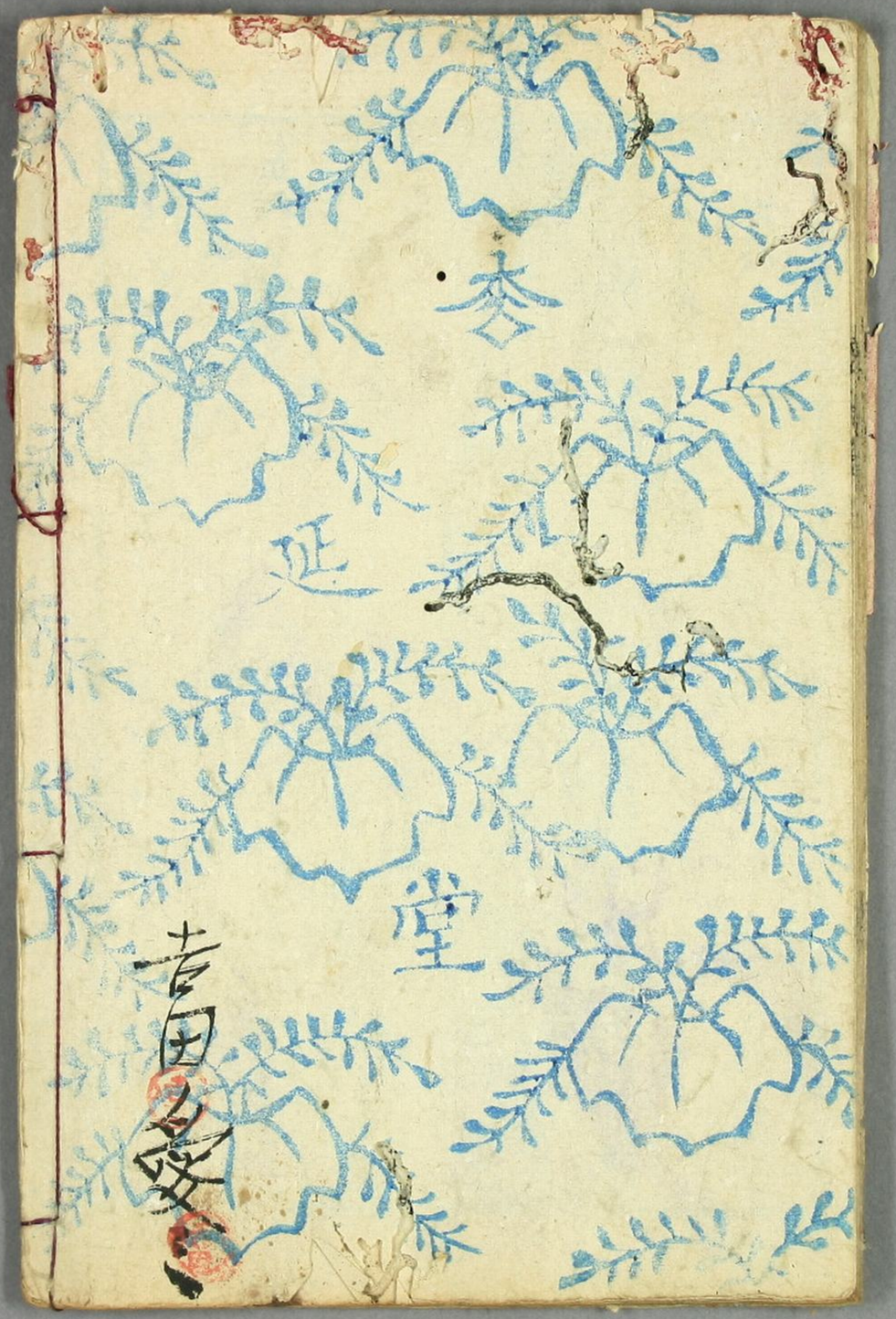
延
堂
菊屋